

災害事例
と
その対策
No.10

フォークリフトの用途外使用、 パレット上から墜落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 100名
3. 被災者 作業課長 男性48歳 経験2年6ヶ月
4. 傷病名 脳挫傷（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 甲運送M支店は、一般貨物運送事業を営んでいる。
 - (2) 被災者Aは、当該事業場の作業課長として、現場作業全般の総括管理を行っていた。
 - (3) 災害発生当日、被災者Aは、自社倉庫の商品整理用金属ラックの取り替え作業を、自らが責任者として部下作業員B、C、Dの3名とともに、リーチフォークリフト（最大荷重1.5t 1台、1.1t 1台）を使用して行った。
 - (4) 作業は、フォークリフト1台で、3.8mの高さで支柱に取り付けられた横棚を支え、もう1台のフォークリフトのパレット上を足場がわりに使用し、取り付け金具をとり外し、支柱を取り替えるというものであったが取り付け金具4か所のうち、3か所は取り外したが、残り1か所がフォークリフトを移動させないと作業が出来ないことが分かり、被災者Aは、フォークリフト運転者B（フォークリフト運転技能講習修了者）にフォークリフトの稼働を指示した。運転者Bは、被災者Aとともにパレット上にいた作業員Cがバックレストにつかまっており、被災者Aもしゃがみ込み、身体の安定を保つためパレットをつかんだように見えたため、一旦パレットを地上約1.5mの位置まで下げ、更に、下げながらゆっくり約1.7m後退したところ、被災者Aがパレット上約1.2mの高さからコンクリート床上に墜落、頭部外傷により、病院に収容されたが、約1.5ヶ月後、脳挫傷による心肺機能障害により死亡したものである。
6. 災害発生原因等
 - (1) フォークリフトのパレット上に人を乗せ走行したこと。
 - (2) フォークリフトのパレットを作業台（作業床）として使用したこと。
 - (3) 荷役運搬作業に係る作業計画の作成と作業への取り組みに際しての、労働災害防止のための十分な検討がなされていなかったこと。
 - (4) 委員会活動の十分な機能、現場管理の厳しさ、日々の現場KY活動、指差呼称が十分に生かされていなかった等の安全衛生管理活動の取り組みが不十分であったこと。
7. 同種災害防止対策
 - (1) フォークリフトを主たる用途以外に使用しないこと。
 - (2) 保護帽の着用の徹底を図る。
 - (3) 安全衛生管理体制の強化、とくに、現場監督者の権限の明確化と作業計画の安全性の検討の徹底を図ること。
 - (4) 安全衛生教育、とくに、危険予知訓練の徹底を図ること。